

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年6月14日(2012.6.14)

【公表番号】特表2011-520900(P2011-520900A)

【公表日】平成23年7月21日(2011.7.21)

【年通号数】公開・登録公報2011-029

【出願番号】特願2011-509662(P2011-509662)

【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 P 25/08 (2006.01)

A 6 1 K 31/196 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/00 Z N A

A 6 1 P 25/08

A 6 1 K 31/196

【手続補正書】

【提出日】平成24年4月24日(2012.4.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

PSD-95のPDZドメインへのPDZ結合リガンドの結合を阻害するPSD-95阻害剤を含有するてんかん治療薬。

【請求項2】

前記PSD-95のPDZドメインが、PSD-95 PDZドメイン2である、請求項1の治療薬。

【請求項3】

てんかんのエピソードは、約20分を超えて持続している持続性てんかん性発作を含む、又は2つの発作の間で意識が戻ることがない、少なくとも2つのてんかん性発作を含む、請求項1又は2に記載の治療薬。

【請求項4】

前記てんかんは、側頭葉てんかんを含む、請求項1から3のいずれかに記載の治療薬。

【請求項5】

てんかん活動が、脳のCA1領域において観察される、請求項1から4のいずれかに記載の治療薬。

【請求項6】

前記てんかんのエピソードは、約10分未満の持続を有する、請求項1から5のいずれかに記載の治療薬。

【請求項7】

前記てんかんのエピソードの持続は、脳波を用いて判定される、請求項1から6のいずれかに記載の治療薬。

【請求項8】

前記治療薬は、てんかんのエピソード終了後、少なくとも約1時間経過後に投与される、請求項1から7のいずれかに記載の治療薬。

【請求項9】

前記治療薬は、てんかんのエピソード終了後、少なくとも約3時間経過後に投与される

、請求項 1 から 8 のいずれかに記載の治療薬。

【請求項 1 0】

前記治療薬は、てんかんのエピソード終了後、約1週以内に投与される、請求項 1 から 9 のいずれかに記載の治療薬。

【請求項 1 1】

前記治療薬は、てんかんのエピソード終了後、約1日以内に投与される、請求項 1 から 1 0 のいずれかに記載の治療薬。

【請求項 1 2】

前記阻害剤が、Tat-NR2B9cである、請求項 1 から 1 1 のいずれかに記載の治療薬。

【請求項 1 3】

前記阻害剤が、F-Tat-NR2B9cである、請求項 1 から 1 2 のいずれかに記載の治療薬。

【請求項 1 4】

前記阻害剤が、0625-0057である、請求項 1 から 1 3 のいずれかに記載の治療薬。